

公益社団法人日本連珠社 普及推進委員制度の規定

(定義)

連珠普及推進委員とは、公益社団法人日本連珠社（以下日本連珠社）が認定した、連珠普及活動を推進する者とする（以下普及推進委員）。

なお、普及推進委員は公認指導員であり、審判員資格を有する。

(目的)

第1条 普及推進委員制度の目的

日本連珠社定款第3条（目的）に従い、「連珠普及活動」を推進することを目的とする。

(範囲)

第2条 普及推進委員と普及推進委員会との関係

普及推進委員は、普及推進委員会の委員であり、普及推進委員会の活動を推進する。

(役割)

第3条 普及推進委員の役割

日本連珠社、支局、支部の方針に従い主体的に連珠普及活動を推進する。

(1) 日本連珠社、支局、支部及び普及推進委員が独自に開催する普及活動（連珠会開催を含む）を主体的に実施する。

(2) マスコミ・ミニコミ誌、広報誌、ネットなどを活用した普及活動を実施する。

(3) 他の普及推進委員、普及協力員、会員が実施する普及活動をサポートする。

(認定)

第4条 普及推進委員の認定条件

以下の条件に該当し、本人が普及推進委員を希望した場合、理事会で以下の項目を協議し認定する。

なお理事長が認めた場合、次回理事会で認定されるまでの間「普及推進委員候補」に普及推進委員と同等の権限を与えられることができるものとする。

(1) 普及に意欲があり、可能な範囲ではあるが普及活動も不断に行っている。

(2) 日本連珠社の公益事業目的を理解認識し、その方針に従って活動している。

(3) 普及に必要な連珠の棋力を有し、ルールにも精通している。

(4) 氏名・住所・電話番号・メールアドレスを公開できる。

(5) 日本連珠社の会員で有段者であること

(運用)

第5条 普及推進委員との連絡方法

(1) 日本連珠社事務局長に連絡し、普及推進委員の連絡先を教えてください。

(個人情報)

第6条 個人情報の取り扱い

(一般)

連珠普及活動に於いて知り得た個人情報については、連珠普及活動以外には使用しないこととする。

(普及推進委員個人)

(1) 住所(都道府県と市区町村まで)はHPで公開

(2) 日本連珠社)事務局に問い合わせがあれば、氏名・住所・電話番号・メールアドレスを公開

(3) 名簿(住所、氏名、電話番号、メールアドレス)は連珠社事務局長、普及推進委員にのみ配布する。

(規定の改定)

第7条 規定の改定

本規定の改定は日本連珠社理事会にて審議・決定する。

制定 平成28年5月28日

《補足説明》

1. 公式棋戦の運営と審判について … 平成 26 年 11 月理事会決議事項
(ルールブックより一部引用) 公式棋戦運営者は【運営責任者】を定め、【運営責任者】は下記条件の下ルールブックを持参し、審判員を定める。審判員が複数の場合、運営責任者権限で審判長も決定する。下記条件に該当していれば、運営責任者が審判員(審判長を含む)となっても差支えない。
 - ① 審判員資格を既に有している者を当該棋戦の審判員に定める。審判員資格を既に有している者とは、【連珠公認指導員】または【審判員資格者】を指す。
 - ② ①の該当者不在の場合には、運営責任者権限で有段者を審判員に定める。
2. 連珠公認指導員資格者一覧(=普及推進委員)…資格保有者は別紙(名簿)で管理する。

3. 連珠公認指導員は、日本連珠社普及推進委員会の委員でもあります。

・連珠指導を希望される方はホームページ左欄目次【全国連珠会案内】を参照し、まずはお近くの連珠会にご連絡ください。また、日本連珠社事務局(06-6909-6582)へ連絡いただければ連珠公認指導員の電話番号等を紹介いたします。

・指導希望の方のご住所が各地の連珠会や《連珠公認指導員》の住居地と離れている場合には、残念ですがご希望に添いかねる場合もあります。

・連珠公認指導員は公益社団法人日本連珠社が認定した、連珠普及活動を推進する者ですが、あくまで個人のサービスの範囲です。場合によっては指導ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. 連珠国内審判員資格者一覧

・《連珠公認指導員》は、全員日本国内公式棋戦の【審判員】資格を有しています。

・日本連珠社の【審判員】資格を得たい場合には、原則、文書(書式自由)で日本連珠社事務局宛てに《申請》することができます。

・【審判員】の必要条件は、上記《連珠公認指導員》認定条件の(2)(3)です。理事会で審議され認定されます。

・【審判員】資格保有者は別紙(名簿)で管理する。

平成28年5月27日

制定

平成28年9月1日

公認指導員名簿更新

平成28年10月29日

公認指導員名簿、審判員名簿を別紙(名簿)とし別紙の追加変更は改定履歴から外す。

以上